
鹿屋市地域コミュニティ協議会推進計画

平成 25 年 3 月

鹿 屋 市

目 次

○ はじめに	- 1 -
I 地域コミュニティ協議会の必要性	- 2 -
1 現状と課題	- 2 -
2 課題解決に向けた取組の方向性	- 2 -
II 地域コミュニティ協議会について	- 3 -
1 「地域コミュニティ協議会」とは	- 3 -
2 概要	- 3 -
3 役割、機能及び活動内容	- 4 -
4 活動	- 5 -
5 組織体制	- 6 -
6 設置地域	- 8 -
7 拠点施設	- 8 -
8 設置時期	- 9 -
III 市の支援	- 10 -
1 地域支援のあり方	- 10 -
2 市の主な役割	- 10 -
3 推進体制	- 11 -
4 人的支援	- 12 -
(1) 職員の人材育成及び支援体制	- 12 -
(2) 地域づくり推進員などの配置	- 12 -
5 財政支援	- 13 -
IV 条例等の制定	- 14 -
1 これまでの経過	- 14 -
2 当面の進め方	- 14 -

○ はじめに

本市を取り巻く社会環境は、平成 18 年の合併をはじめ、分権社会に向けての行財政改革の推進などにより大きく変化しています。

また、これまで、市民活動団体（町内会や各種団体など）の自主的活動や奉仕作業などが地域の活動を支えてきましたが、少子高齢化の進展とともに、住民同士の連帯意識の希薄化をはじめ、町内会では加入の低下や担い手不足、活動の低下が顕著になっており、地域コミュニティの機能維持が困難になっています。

このような状況の中、本市は、平成 22 年 1 月に「鹿屋市共生・協働で進めるまちづくり基本指針」を策定しました。

その後、東日本大震災など大災害を通して、改めて地域に住む人と人との繋がりが、いかに大切であるかが再認識されています。

基本指針では、共生・協働の基本理念に基づいて、地域力向上と住民自治の拡充を目指すこととしており、地域コミュニティづくりのために町内会の統合・再編の推進やコミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）^{*}を構築するため、「地域コミュニティ協議会」の設置を推進することに取り組んでいます。

この基本指針を着実に展開していくために、有識者と市民で構成された「地域まちづくり推進協議会」で、「地域コミュニティ協議会」の設置に向けて基本的方向性を整理した「鹿屋市地域コミュニティ協議会推進計画」を策定しました。

今後、モデル地区での検証を行いながら、「地域コミュニティ協議会」による地域活性化を推進していくことにより、住み良さを実感できる、誰もが安心して暮らし続けられる鹿屋市を目指します。

平成 25 年 3 月

コミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）

コミュニティ・プラットフォームとは、市の区域を一定の地域に分け、地域の住民代表的な組織をつくり、そこに財源や権限を移譲し、自主的に地域課題を解決する活動やより良い地域まちづくりを推進していく住民自治の組織手法です。

I 地域コミュニティ協議会の必要性

1 現状と課題

地域の抱える課題は、急激な社会環境の変化に伴い、「誰かがやってくれるだろう」「行政がやるべきだ」といっている間に、地域の抱える問題は増加しています。

このような中、市では、市民と行政の力を合わせて、地域の課題に対応していく「共生・協働で進めるまちづくり」を推進しており、新たな仕組みづくりを行うこととしています。

(1) 町内会活動の現状と課題

- ① 住民同士の助け合い意識の希薄化、価値観の多様化
- ② 町内会加入者の減少
- ③ 町内会員の高齢化

(2) 行政サービスの現状と課題

- ① 医療費や福祉費の増大
- ② 権限移譲による業務の増大
- ③ 行財政の効率化・スリム化

町内会や行政だけで地域にある課題を解決していくことが困難になってきています。

2 課題解決に向けた取組の方向性

このような状況を打開するために、より広い範囲でいくつかの町内会や個別に活動している市民活動団体、NPO、ボランティア団体、企業等が一体となって組織を作り、行政とパートナーシップを形成し、多岐に渡る地域課題を解決し、地域づくりを行う地域コミュニティ協議会が必要となります。

II 地域コミュニティ協議会について

1 「地域コミュニティ協議会」とは

「地域コミュニティ協議会」とは、地域にある町内会、市民活動団体、NPO、ボランティア団体、企業等各種団体が地域の身近な課題解決に向けて一体となって、中学校区単位で地域づくりを行う住民自治組織とします。

また、人の繋がりや地域を生かし、誰もが「住んでよかった、住み続けたい」と実感できる地域づくりのために、様々なテーマについて活動するものとします。

[地域コミュニティ協議会で取り組むテーマの一例]

- ①防犯、防災 ②保健福祉（高齢者支援・子育て支援）③生活環境
④文化、スポーツ、青少年育成 ⑤産業振興 ⑥コミュニティビジネス

2 概要

（「鹿屋市共生・協働で進めるまちづくり基本指針」から抜粋）

項 目	内 容
設 置 主 体	市民
設 置 方 法	市民による設立準備委員会の申請を市が認定して設置する。
団体の位置づけ	市が認定した任意団体
設 置 地 域	原則として中学校区に1つ ※地域の実情に応じて単位を変更
拠 点 施 設	地区学習センター等
機 能	① 地域の夢や課題について、対策を自主的に協議し、解決すること。 ② 自主的に解決できない案件を行政と協議・協力して行うこと。 ③ 地域内において実施する必要がある事業を市に提案すること。 ※将来的には、証明発行など行政サービス事務の委託を検討する。
行 政 の 関 与	① 地域コミュニティ協議会の設立準備、その運営について必要と認める予算上の措置等を講ずる。 ② 要請により、市が事務等の支援を行う。 ③ 運営のアドバイス・行政との連絡を担う。 ④ 提案に対しては、法令等との整合性や公正公平性の確保の観点から審査を行い、実施する必要があると認められる事業について、予算上の措置を講ずる。
委 員	① 地域内に居住する市民（その地域で働く者・学ぶ者・事業所を有する法人・その他団体を含む。）で構成する。 ② 町内会長等の町内会役員を中核とする。
設 置 根 拠	新たに制定する条例等による。

3 役割、機能及び活動内容

◆ 基本的な方向（考え）

地域コミュニティ協議会は、共生・協働社会を支える役割を担い、町内会活動支援機能、課題解決及び地域づくり支援機能の充実を図りながら、公共的サービス機能を補完する役割も担います。

(1) 共生・協働社会を支える役割

地域づくりや課題解決について考え、「まちづくり計画書」を作成し、市とのパートナーシップを構築します。

① 町内会活動支援機能

活動内容

- ア 地域イベントの実施（スポーツ大会、運動会、敬老祝賀会等）
- イ 自治公民館の維持管理
- ウ 防犯灯の維持管理等

② 課題解決及び地域づくり支援機能

活動内容

- ア 地域課題を解決するために必要な事業

分野	内 容
地 域 福 祉	高齢者の見守り、子育て支援
環 境 保 全	ゴミステーションの管理、道路、河川などの美化活動
生 活 安 全	防犯パトロール、自主防災活動、交通安全活動
教育・文化等	生涯学習活動
まちづくり	耕作放棄地の活用（農業基盤の維持、農村集落の維持） 空き家（空き地）対策

- イ 地域の特性を生かし、独自性を発揮した地域おこし事業

(2) 公共的サービス機能を補完する役割

地域コミュニティ協議会の規模や活動内容の成熟度に応じて、下記の機能をできるところから取り入れ、市が有している機能を補完します。

行政サービス機能

活動内容

- ア 広聴的な窓口開設
- イ 証明発行等
- ウ 公共施設の維持管理
- エ 委員等の推薦
- オ 事業及び活動協力
- カ 広報紙の配布、行政情報の周知

4 活動

◆ 基本的な方向（考え）

地域コミュニティ協議会活動は、「まちづくり計画書」に基づき、構成団体との役割分担を明確にしなが、実現可能な事業実施を目指していきます。

第1段階

(1) 類似事業の一括実施や「まちづくり計画書」の実現可能な事業を実施します。

- ①それぞれの構成団体が現在実施している事業で、地域コミュニティ協議会で実施した方が
良い事業
(例) 防災訓練・道路愛護作業・文化・スポーツ等のイベント（敬老会、十五夜、運動会、
グラウンドゴルフ大会等）
- ②「まちづくり計画書」の中で、実現可能な事業
(例) 高齢者が多く、地域で交通手段の利便性を確保する事業
共働き世帯が多い地域での、児童の一時預かり所の開設

第2段階

(2) 地域コミュニティ協議会の規模や活動内容に応じて、それぞれの構成団体が実施している事業のうち、できるものから取り入れます。（地域コミュニティ協議会と構成団体との役割分担）

- ①町内会が実施している活動（「課題解決」、「生活充実」、「環境・施設維持」機能）
(例) 交通安全、防犯、防災、福祉活動、地域イベント（祭り、スポーツ大会）の実施、自治公民館の維持管理、防犯灯の維持管理
- ②構成団体が実施している事業の中で、「まちづくり計画書」と内容が一致している事業
(例) 地域課題（高齢者の見守り、子育て支援、防犯、防災等）を解決するために、必要な事業の支援、地域の特性や独自性を発揮する事業の支援

第3段階

(3) 市が有している機能を補完する事業を実施します。

行政サービス機能

- (例) 公共施設の維持管理（指定管理者制度）等
窓口機能等

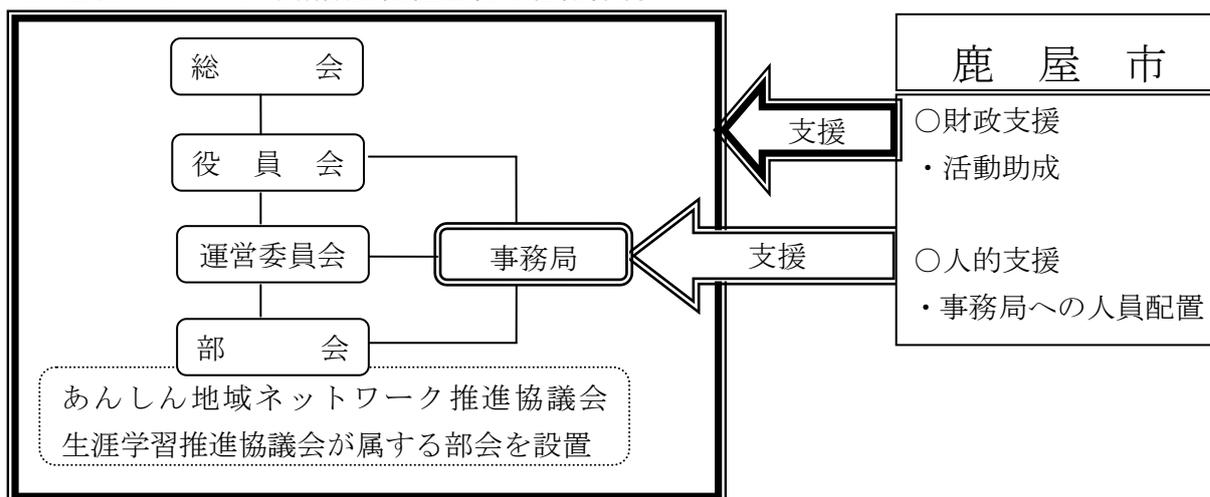
5 組織体制

◆ 基本的な方向（考え）

地域コミュニティ協議会は、市に事務局を置く既存の団体（町内会、あんしん地域ネットワーク推進協議会、生涯学習推進協議会などの団体）と地域にある構成団体の規模（数）に応じた各部会の立ち上げを目指します。

今後の地域コミュニティ協議会の活動状況に応じて、事務局体制の強化、充実を図ります。

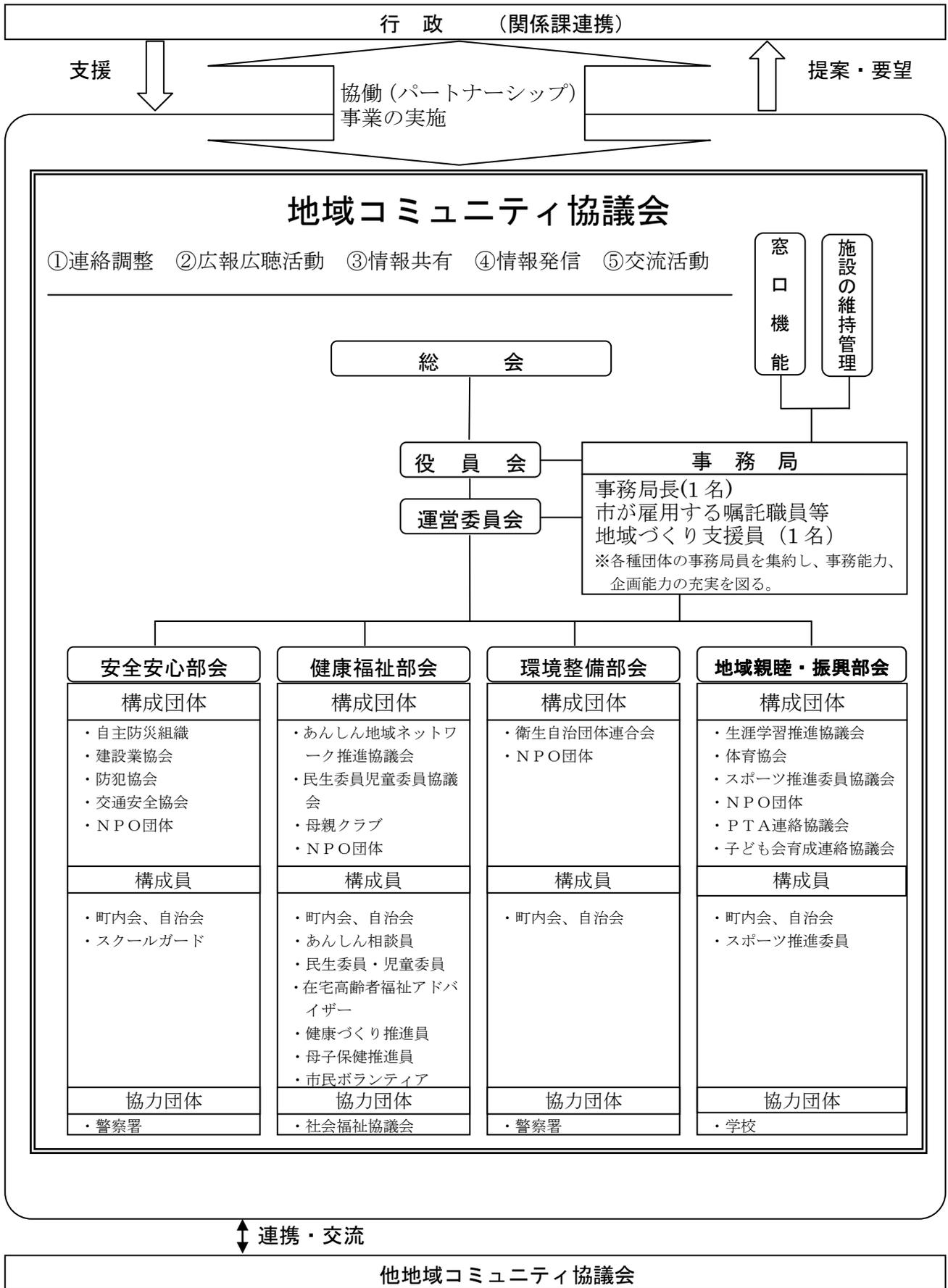
（１）地域コミュニティ協議会設置当初の組織体制



（２）事務分掌等

組織	内 容
総 会	地域コミュニティ協議会の最高の議決機関であり、重要事項等の決定を行います。（定期総会年1回開催）
役 員 会	地域コミュニティ協議会の執行機関であり、全体のとりまとめや運営を行います。
運営委員会	地域コミュニティ協議会の運営、部会間の調整機関であり、総合的施策の検討を行います。
事 務 局	地域コミュニティ協議会の運営に関する各種事務及び事業に関する事務を行います。
部 会	地域にある各種団体を、その活動内容によってまとめたもので、地域活動を実践します。
協力団体	各地域に限定される団体ではなく、鹿屋市全域に及ぶ団体及び複数の地域コミュニティ協議会に属する団体とします。（警察署・消防署・社会福祉協議会・学校等）

◆ 組織体制の基本モデル（イメージ図）



6 設置地域

◆ 基本的な方向（考え）

地域コミュニティ協議会の設置地域は、中学校区単位を原則とします。
ただし、地域の実情によっては、小学校区単位とすることができるものとします。

(1) 地域コミュニティ協議会の数（目安）

地 域	鹿 屋	輝 北	串 良	吾 平	合 計
地域コミュニティ協議会数	8	1	3	1	13

(2) 地域コミュニティ協議会の区分

中学校区 13 協議会

地 域	中 学 校 区
鹿 屋	鹿屋中、鹿屋東中、第一鹿屋中、田崎中、大始良中、高須中、花岡中、高隈中
輝 北	輝北中
串 良	串良中、上小原中、細山田中
吾 平	吾平中

7 拠点施設

◆ 基本的な方向（考え）

地域コミュニティ協議会は、拠点施設として既存の公共施設を活用できるものとします。

※各地域にある既存の公共施設

地 域	中 学 校 区	公 共 施 設
鹿 屋	鹿 屋 中	中央公民館等
	鹿 屋 東 中	東地区学習センター等
	第一鹿屋中	西原地区学習センター等
	田 崎 中	田崎地区学習センター等
	大 始 良 中	大始良地区学習センター等
	高 須 中	高須地区学習センター等
	花 岡 中	花岡地区公民館等
輝 北	輝 北 中	輝北総合支所、総合福祉センター等
	高 隈 中	高隈地区交流促進センター等
串 良	串 良 中	串良総合支所、串良ふれあいセンター等
	上小原中	上小原分館等
	細山田中	細山田分館等
吾 平	吾 平 中	吾平総合支所等

8 設置時期

◆ 基本的な方向（考え）

地域コミュニティ協議会の設置時期は、平成 25 年度から約 10 年後を目途に市内全域の設置を目指します。

それぞれの地域によって、各種団体等の数及び活動状況の違いがあり、市内一斉に地域コミュニティ協議会をスタートするのは難しいと思われます。

そのため平成 25～27 年度は、モデル地区の検証時期として、地域コミュニティ協議会のモデル地区を設定し、地域の実情に合わせた活動展開を図り、課題を検証し、平成 28 年度以降は、地域コミュニティ協議会の本格始動時期として地域コミュニティ協議会の設置を各地域に広げていくこととします。

時 期	摘 要
平成 25～27 年度	要綱に基づきモデル地区を指定し、運営等に当たっての課題を検証します。
平成 28～30 年度	モデル地区以外の地域での設置を目指します。
平成 31 年度～	条例等を整備し、全地域での設置を目指します。

Ⅲ 市の支援

1 地域支援のあり方

高齢社会のもとで、人口が減少していく状況において、従来の地域と行政の関わり方を見直し、新しい時代に即した地域支援のあり方が求められています。

これからの行政は、行政とのパートナーシップを形成し、地域づくりを行う地域コミュニティの自主性を尊重し、自立できる地域づくりを促進していくという視点を持ちながら支援する必要があります。

それぞれの地域の特性を踏まえた上で、地域が抱える課題解決や地域づくりのためにいかに柔軟に支援できるかが重要になります。

市からの過剰な支援や長期に渡る継続的な支援は、地域の自主性や成長を妨げる結果に繋がりがねないので、地域の実情や取組内容に応じて、柔軟に人、モノ、情報など支援方策を選択していくことが求められています。

2 市の主な役割

- (1) 地域コミュニティ協議会に関わる市の支援体制を構築します。
- (2) 地域コミュニティ協議会に求められる人材を育成する研修会等を実施し、地域づくりに参加、参画できる環境を整備します。
- (3) 地域コミュニティ協議会の立ち上げを支援します。
- (4) 地域コミュニティ協議会からの意見や「まちづくり計画書」等を尊重し、その活動が実施できるような支援措置を講じます。
- (5) 市から移管できる事業は、積極的に地域コミュニティ協議会へ移管します。
- (6) 地域コミュニティ協議会設置後は、相互の連絡・意見交換を密にし、対等な立場で協力してまちづくりを行います。

3 推進体制

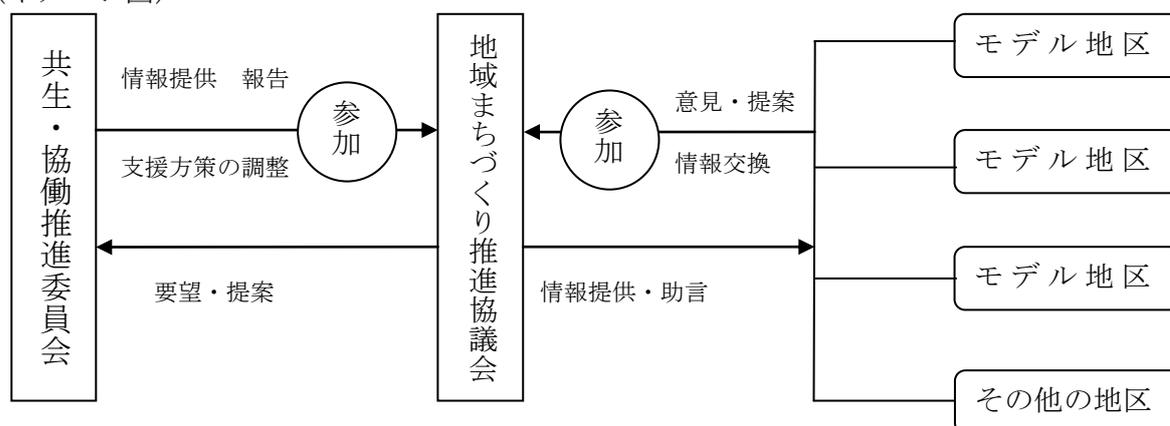
地域コミュニティ協議会に関わる市の組織体制づくり

◆ 基本的な方向（考え）

「地域まちづくり推進協議会」は、モデル地区の地域づくりについて助言をする機関とします。

「共生・協働推進委員会」は、「地域まちづくり推進協議会」からの要望、提案を踏まえて、市の支援方策等を調整する組織とします。

(イメージ図)



「地域まちづくり推進協議会」について

構成員	地域づくりの専門家・町内会連絡協議会の役員、モデル地区の役員等
所掌事務	① 共生・協働で進める地域まちづくりの基本計画の推進に関すること。 ② 共生・協働で進める地域まちづくり制度の確立に関すること。 ③ コミュニティ・プラットフォームの構築に関すること。 ④ その他市長が必要と認める事項に関すること。

「共生・協働推進委員会」について

構成員	関係課長
所掌事務	① 共生・協働推進に関する施策について、関係機関との総合的な連絡調整に関すること。 ② その他共生・協働に関する施策の推進に関すること。

4 人的支援

(1) 職員の人材育成及び支援体制

◆ 基本的な方向（考え）

市は、職員が各地域で地域住民とともに地域づくりの取組ができる仕組みを構築します。

① 職員の意識改革及び人材育成に努めます。

地域の活性化に資する行事・取組に積極的に参画する職員を育成するため、地域づくりに関する職員研修等の充実を図ります。

また、職員が地域行事に参加しやすい環境づくりに努めます。

② 地域コミュニティ協議会の設置等に向けた支援体制を構築します。

現在、特定の職員がボランティアで地域の取組等に参加している「地域サポート職員制度」のあり方を見直し、地域コミュニティ協議会の設置や地域の取組等を支援する、新たな職員体制を構築します。

(2) 地域づくり推進員などの配置

◆ 基本的な方向（考え）

市は、新たなモデル地区設定の推進等を図るために地域づくり推進員を配置し、モデル地区には、地域課題の抽出や分析等のとりまとめをして「まちづくり計画書」の作成等をするために地域づくり支援員を配置します。

平成 25 年度から、地域づくり推進員と地域づくり支援員を配置し、地域コミュニティ協議会の設置に向けた取組を推進していきます。

項目	内容
必要性	① 地域コミュニティ協議会の運営をサポートする専門職を育成しておく必要があること。 ② 地域コミュニティ協議会の設置に向けた設立準備委員会設置のためには、各地域において開催される会議の事務補助が必要であること。
役割	① 地域住民の意見集約 ② 地域資源の（人・モノ）の発掘・育成 ③ 地域の実情や地域づくりに精通した人材の育成 ④ 行政との情報共有 ⑤ 地域間（鹿屋・輝北・串良・吾平）交流
地域づくり推進員の主な業務	① 新たなモデル地区設定の推進に関すること。 ② 各モデル地区との連絡調整に関すること。

地域づくり支援員の 主な業務	① 地域課題の抽出、分析等のとりまとめに関する事。 ② 地域づくりの目標設定のとりまとめに関する事。 ③ モデル地区の「まちづくり計画書」作成に関する事。 ④ 地域コミュニティ協議会の組織体制の構築に関する事。
-------------------	--

※ 地域コミュニティ協議会での地域おこしを促進するために、各地域のニーズに応じて、地域おこし協力隊等の国の制度を活用することを検討します。

「地域おこし協力隊」制度について【総務省】

地方自治体が、都市住民を受け入れ、委嘱します。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献する制度です。

5 財政支援

◆ 基本的な方向（考え）

市は、「まちづくり計画書」を尊重し、鹿屋市総合計画との整合性を図りながら、地域コミュニティ協議会に必要な財政支援を実施していくこととします。

地域コミュニティ協議会の活動を円滑に支援するため、包括型地域予算制度の構築など必要な財政支援を検討します。

参考【包括型地域予算制度】

◎地域づくり一括交付金（仮称）

地域が一体となって住民主体の地域づくりを促進するため、市が事業ごとに地域の各種団体に交付していた補助金、交付金等を可能な限り一本化して地域コミュニティ協議会に交付することで、地域における自己決定、自己責任で課題解決に向けた取組に活用できる制度です。

IV 条例等の制定

◆ 基本的な方向（考え）

市は、モデル地区の活動を検証しながら、地域づくりに関する市民意識の醸成を図り、市民を主体とした共生・協働で進めるまちづくりに関する条例等の制定を目指します。

1 これまでの経過

(1) 平成 22 年 1 月、「鹿屋市共生・協働で進めるまちづくり基本指針」を策定し、市民との協働によるまちづくりに関する条例制定に向けた検討を進めることとしています。

また、平成 22 年 3 月に策定した「鹿屋市町内会活性化推進計画」の中でも町内会を核とした共生・協働社会の実現を目指すために、条例等の制定を検討することとしています。

(2) 鹿屋市地域まちづくり推進協議会の中で、条例制定に関する意見等を聴取しています。

2 当面の進め方

当面は、モデル地区を指定する要綱等を整備します。